

茂原市市民活動支援センターにおける無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、茂原市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の利用者が市民活動（茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱（平成28年6月24日茂原市告示第95号）第1条に規定する市民活動をいう。以下同じ。）を行う上で有用である、無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該無線LANを利用し、センターが契約する民間プロバイダによるインターネットに接続することができる。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設及び場所はセンター内とし、時間はセンターの開館時間内とする。ただし、センター長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用者の資格)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱（平成28年6月24日茂原市告示第95号）第3条第2項の規定に基づき、認定を受けた団体の構成員又は認定を受けようとする団体の構成員
- (2) 茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱（平成28年11月25日茂原市告示第126号）第4条第2項の規定に基づき、認定を受けた団体の構成員又は認定を受けようとする団体の構成員
- (3) 自治会の構成員
- (4) その他センター長が特に必要と認めたもの

(無線LANの利用)

第5条 無線LANに接続することのできる機能を搭載したパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備しなければならない。

2 利用者が準備したパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、原則と

して利用者が準備しなければならない。

- 3 利用者は、センター内において、市民活動を行うことなく、パソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源の充電のみを行ってはならない。
- 4 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 5 利用者は、無線LANの利用に際し、パソコン等のセキュリティ対策を講じなければならない。
- 6 利用者は、無線LANの利用に際し、茂原市市民活動支援センター無線LAN利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、センターに提出するものとする。
- 7 利用者は、他の利用者等の迷惑にならないよう、原則として、パソコン等及びパソコン等の付属機器の音声を消音しなければならない。
- 8 無線LANの利用料金は、無料とする。

（利用の承認）

第6条 センターは、前条第5項の規定による利用申請がなされた場合は、無線LANの利用に必要なパスワード等を利用者に交付するものとする。

- 2 前項の規定により、パスワード等の交付を受けた利用者は、当該パスワード等を使用し、インターネットに接続することができる。

（パスワードの管理）

第7条 利用者は、交付されたパスワード等を厳重に管理するものとする。

- 2 利用者は、パスワード等を他の者に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、又は第三者からの不正アクセス等により生じた損害の責任は利用者が負うものとし、センターは一切の責任を負わない。
- 4 センターは、セキュリティ対策のため、定期的にパスワード等を変更するものとし、利用者は利用日ごとにパスワードをセンターに確認しなければならない。

（禁止事項）

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- （2） 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

- (3) 前2号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 他の利用者、第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
- (10) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメール等を送信する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又はセンターが不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、センターは一切の責任を負わない。

(利用の停止)

第9条 センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であるとセンターが判断した場合

(運用の中止)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、無線LANの運用を中止することができるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の

非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他センターが無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、センターは一切の責任を負わない。

(免責)

第 11 条 センターは、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルスへの感染等による被害、データの破損、漏えいその他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、センターは一切の責任を負わない。

3 利用者が無線LANを通じて利用したインターネット上の有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとし、センターは一切の費用を負担しない。

4 無線LANへの接続に係る利用者のパソコン等の設定は、利用者が行うものとし、パソコン等の種類、基本ソフトウェア、ソフト等によって、無線LANを利用できない場合があっても、センターは一切の責任を負わない。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、センターは一切の責任を負わない。

6 センターは、無線LANの適切な利用を図るため、特定のウェブサイト等への接続を制限等することができるものとする。

(規約の変更)

第 12 条 センターは、利用者の承諾を得ることなく、必要に応じて、この規約を変更することができる。

附則

本規約は、平成31年4月1日から施行する。